

学校給食費の申込に関する Q&A

Q 学校給食費を公会計化したのはなぜか。

A 保護者の利便性の向上、学校等の業務のスリム化、学校給食費事務の適正化を図るため、これまで学校で行っていた学校給食費の管理を市で行うこととしました。

Q 学校給食申込書を提出しないと、学校給食を食べることができないのか。

A 保護者の給食申込という書面による意思確認をもって、市が給食に必要な人数分の食材料を購入し、その支払い等に係る学校給食費事務を行っていくために必要となります。
なお、学校給食は、学習指導要領において特別活動の学級活動に位置付けられており、食育に関する指導において「生きた教材」として重要な役割を担っています。その意義を踏まえお子様の不利益にならないためにも、学校給食申込書の事前提出についてご理解ください。

Q 就学援助を申請する予定でいるが、学校給食申込書の⁶納付方法は記入しなくてもよいか。

A 予定の場合は記入をお願いします。併せて、納付方法として、児童手当を充てるか又は口座振替のどちらかを選択し、その書類も提出してください。
なお、就学援助が認定になった時点で学校給食費の徴収は停止します。

Q 現在、学校で学校給食費を口座振替している。令和5年4月以降も同じ口座にする場合、口座振替依頼書を提出する必要はあるか。

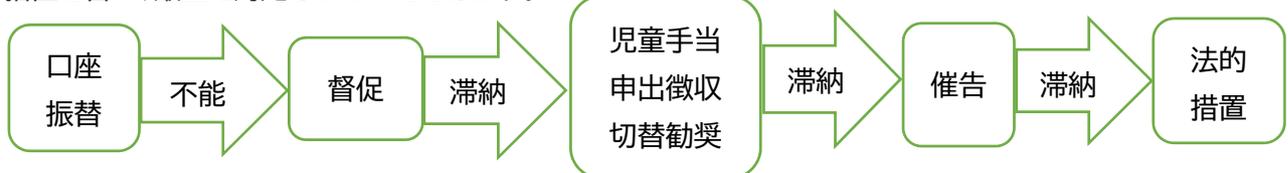
A 提出する必要があります。公会計化に伴い、学校給食費の振替先が学校から市の口座に変更となるため、同じ口座を使用する場合でも、口座振替依頼書の提出をお願いします。

Q 口座振替依頼書の納付義務者と口座名義人は別の者でもよいか。

A 口座名義人の方が了承されていれば、別の方でかまいません。

Q 学校給食費を納めなかった場合、どうなるのか。

A 子どもたちの学校給食は、保護者の皆様のご負担する学校給食費に支えられています。このため、本市では次のとおり未納対策を実施していきます。滞納が続く場合は、裁判所へ支払督促等の申し立てを行うなどの法的措置を含め、厳正に対処させていただきます。



【お問い合わせ先】

会津若松市教育委員会学校教育課学校保健給食室
〒965-0873 会津若松市追手町 2 番 41 号 追手町第2庁舎
電話 0242-23-9270 FAX 0242-39-1461
メールアドレス h-k@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp

